

副本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人（一審被告） 東京都

被控訴人（一審原告） 大川原化工機株式会社 外5名

証拠説明書（9）

令和6年2月29日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

控訴人東京都指定代理人

大塚啓



同

河方伸



同

寺本孝規



同

布川尚基



(注) 略語等の記載は、控訴人（一審被告）東京都の従前の例による。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者	立証趣旨
乙17	陳述書	麻 R6. 2. 28	警部補	亡相嶋の取調べ状況等
乙18	陳述書	麻 R6. 2. 25	巡査部長	亡相嶋の取調べ状況等
乙19	陳述書	麻 R6. 2. 28	巡査長	亡相嶋の取調べ状況等
乙20	供述調書 ()	乳 H30. 12. 11	外事一課員	一審原告会社開発部 が平成30年12月11日の取調べで「スプレードライヤの入口温度を150度以上に設定し、風量を最大にして熱風を機械内に送り込めば、機械の最終出口付近においても100度以上になりますので、数時間乾熱運転を行えば、装置内は定置した状態で殺菌することができます。」と供述していたこと等
乙21	供述調書 ()	乳 R1. 12. 25	同上	一審原告会社 が令和元年12月25日の取調べで「噴霧乾燥器内を移動する熱風は、バグフィルタ内から排気ファンに向けて吸気されるため、熱風は一気に上部に集められ、残った空気がバグフィルタ下部に溜まりやすくなります。よって噴霧乾燥器で最も温度が下がる部分は、バグフィルタ下

					部となります。」、「大腸菌をはじめとした一般菌であれば、噴霧乾燥器の入口温度を200度に設定してある程度の時間稼働させれば十分に死滅させることが可能となります。なお、入口温度を200度以上に上げてやる等条件を変更すれば弊社の定型機は、全てハに該当します。」と供述していたこと等
乙22	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	R2. 2. 4	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 XXXXXXXXXX が令和元年12月9日及び令和2年2月4日の取調べで「弊社のスプレードライヤは、どの機種でも、液体等を噴霧せずに熱風だけを乾燥室内に充填させる、いわゆる空焚き運転ができますので、温度の設定と、時間をかければ、乾熱殺菌をすることができます。」と供述していたこと等
乙23	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	H30. 12. 13	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 XXXXXXXXXX が平成30年12月13日の取調べで「当社の噴霧乾燥器は、大小様々な機種がありますが、入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一

					<p>定の高温を維持することができるので、機械内部の大腸菌も殺菌することができます。」と供述していたこと等</p>
乙24	<p>供述調書 (XXXXXXXXXX)</p>	乳	H31. 1. 9	同 上	<p>一審原告会社エンジニアリング部XXXXXXXXXXが平成31年1月9日の取調べで「噴霧乾燥器は熱風を送り込む装置ですから、熱風を送り続け、装置内を高温にして数時間維持すれば、オープン型、クローズド型に関わらず、分解せずに殺菌は可能だと思います。熱に強い芽胞菌などは分かりませんが、大腸菌や雑菌等であれば、乾熱殺菌できるということです。」と供述していたこと等</p>
乙25	<p>供述調書 (一審原告XXXXXX)</p>	乳	R2. 1. 23	同 上	<p>一審原告XXXXXXが令和2年1月23日の取調べで「一般生菌であれば器械内部の製品が通る部分を殺菌することはできると言えます。試運転の際、機種によっては、内部に水たまりや熱風の届きにくい箇所ができることもありますが、当社のエンジニアが配管の角度などを調整することにより、そのような箇所をなくしています。」と供述していたこと等</p>

乙26	供述調書 ()	乳	H31. 1. 8	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 が平成31年1月8日の取調べで「噴霧乾燥器は、熱風が器内に行き渡る構造になっていることから、この熱風による乾熱運転で滅菌は出来なくても殺菌は出来ると思います。」と供述していたこと等
乙27	供述調書 ()	乳	R1. 12. 23	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 が令和元年12月3日及び同月23日の取調べで「仮に入口温度を250℃にして1時間くらい空焚きをした場合、排風口は100℃は超えますので少なくとも一般菌である大腸菌等であれば、殺菌できると思います。」と供述していたこと等
乙28	取調べメモ () (乙7の2の一部マスクングを解除したもの)	乳	H30. 12. 14	同 上	一審原告会社海外営業部 の経歴、同人が平成30年12月14日の取調べで「SDを入口温度150～120℃、出口温度100℃くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できると言える。菌の種類や菌の耐性は分からないが、100℃くらいで概ねの菌は死ぬので、長時間

					運転で100℃を保てば全ての菌は死ぬと思う。」と供述していたこと等
乙29	供述調書 ()	乳	H30.12.18	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 が平成30年12月18日の取調べで「当社のスプレードライヤは、乾熱の方法により、定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅、要するに殺菌することができますと考えられます。」と供述していたこと等
乙30	取調べメモ () (乙5の3の一部マスキングを解除したもの)	乳	H30.12.25	同 上	一審原告会社 の経歴、同人が平成30年12月25日の取調べで「温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか暖まらないが、時間をかければ暖まる。空焚きをすれば可能なので業務や仕様を度外視すれば全て該当になる。洗浄をせずに空焚きをした場合は、物性によっては炭化、発火するが、殺菌されるということになると思う。」と供述していたこと等
乙31	取調べメモ () (乙7の4の一部マスキングを解除した	乳	H30.12.19	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 の経歴、同人が平成30年12月18日の取調べで「内部の温度が100℃を超える

	もの)				ので滅菌はできないと思うが、殺菌はできると思う。」と供述していたこと等
乙32	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	H31. 1. 21	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 XXXXXXXXXX が平成31年1月21日の取調べで「装置内を高温に保つことで、熱に弱い菌であれば殺菌することができると思います。つまりハについては、滅菌することは難しいと思いますが、菌を限定すれば分解せずに殺菌できる可能性が十分あり、該当すると考えられます。」と供述していたこと等
乙33	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	H31. 2. 25	同 上	一審原告会社海外営業部 XXXXXXXXXX が平成31年2月25日の取調べで「噴霧乾燥器を空焚きして入口から出口までの内部を100度等に保ったとしても、高温で耐えられる種類の菌もあるので、乳酸菌や大腸菌等の一般的な菌は死ぬと思いますが、全滅まではできないと思います。」と供述していたこと等
乙34	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	R1. 6. 12	同 上	一審原告会社エンジニアリング部 XXXXXXXXXX が令和元年6月12日の取調べで「そもそもスプレードライヤは熱風を送り込む装置で

					あり、通常、機械内部の温度は100度以上になることから、大腸菌等の一般の菌であれば、殺菌は確実にできます。したがって、この規制が滅菌又は殺菌となっている以上、殺菌はできますので、当社のスプレードライヤは、該当となります。」と供述していたこと等
乙35	取調べメモ ()	乳	R1. 5. 15	同 上	一審原告会社エンジニアリング部()の経歴等
乙36	供述調書 ()	乳	R1. 12. 13	同 上	一審原告会社エンジニアリング部()が令和元年12月13日の取調べで「当社の噴霧乾燥器で熱風による滅菌若しくは殺菌ができるということは、曲げようのない事実です。」と供述していたこと等
乙37	供述調書 ()	乳	R1. 12. 26	同 上	一審原告会社()が令和元年12月26日の取調べで「噴霧乾燥器は「乾燥装置」ですから、空焚きにより、機械内部に熱風を充満させれば良いことですので、この熱風による「殺菌」は当然のこととしてできます。通常、噴霧乾燥器は入口温度250度、出口温度100度くらいで運転をしますが、空焚きであれば、より高温とな

					りますので、機器内部全体の温度は軽く100度以上になります。したがって、最も一般的な大腸菌等の「菌」であれば、100度前後の熱風で十分「殺菌」できます。」と供述していたこと等
乙38	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	R1.12.23	同上	一審原告会社製造・メンテナンス部 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX が令和元年12月23日の取調べで「スプレードライヤで乾熱殺菌と言えば熱風殺菌が常識ですので、この方法はスプレードライヤODA-32型を受注した当時も現在も当社では当たり前に行っている方法です。」と供述していたこと等
乙39	取調べメモ (XXXXXXXXXX) (乙7の3の一部マスキングを解除したもの)	乳	H30.12.17	同上	一審原告会社粉体技術研究所 XXXXXXXXXX の経歴、同人が平成30年12月17日の取調べで「理論上は熱風で殺菌は出来るかもしれませんが、滅菌はできないと思います。」と供述していたこと等
乙40	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	H31.2.19	同上	一審原告会社製造・メンテナンス部 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX が平成31年2月19日の取調べで「大腸菌等の熱に弱い細菌の種類

					によつては殺菌が出来る可能性があるなど感じ、私はたしかに微妙な表現だなど思ったのです。」と供述していたこと等
乙41	取調べメモ ()	乳	H31. 3. 5	同 上	一審原告会社国内営業部 ()の経歴等
乙42	取調べメモ ()	乳	R1. 11. 6	同 上	一審原告会社国内営業部 ()が令和元年11月5日の取調べで「(100度なら)死ぬ菌もあるでしょうね。噴霧乾燥器は殺菌装置ではありません。」と供述していたこと等
乙43	取調べメモ ()	乳	H31. 3. 26	同 上	一審原告会社 ()が平成31年3月26日の取調べで「空焚きだと空気の通り道が一定なので熱風にさらされない部分が出てくる。空気の通り道ではない箇所、特に乾燥室下、サイクロン下、バグ下は高温にならない。」と供述していたこと等
乙44	取調べメモ ()	乳	H30. 12. 25	同 上	一審原告会社 ()が平成30年12月25日の取調べで「計測器は袋小路になっており、風の流れるができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。」と供述していたこと

					等
乙45	取調べメモ (XXXXXXXXXX)	乳	H30.12.14	同 上	一審原告会社国内営業部 XXXXXXXXXX が平成30年12月14日の取調べで「出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けず滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排風口よりもぐんと温度は下がると思う。長時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないのどのくらい上がるかはわからない。」と供述していたこと等
乙46	取調べメモ (XXXXXXXXXX)	乳	H31.1.16	同 上	一審原告会社 XXXXXXXXXX が平成31年1月15日及び1月16日の取調べで「理論的に詳しいのは社長で、相嶋も詳しいが実験や製造の経験はないので、特別詳しいとは言えない。」と供述していたこと等
乙47	取調べメモ (XXXXXXXXXX)	乳	H31.1.24	同 上	一審原告会社管理部 XXXXXXXXXX が平成31年1月24日の取調べで「相嶋の発言力は相当であるが、責任は

					絶対に取らない人物であるため、警察に対する答弁も信用できない。」と供述していたこと等
乙48	取調べメモ ()	乳	H30.12.11	同上	一審原告会社 が平成30年12月11日の取調べで、一審原告会社内で噴霧乾燥器に詳しい人物として、亡相嶋ではなく、一審原告会社、 と供述していたこと等
乙49	堆積状況及び 内部温度確認 結果報告書 (L-8i)	乳	R3.6.18	同上	令和3年6月15日、外事一課は、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いてエアノッカーを作動させて(細菌を含まない)粉体を製造し、粉体が堆積した状態で「乾燥室測定口」が57.9℃、同箇所と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠い「サイクロン入口測定口」が85.5℃となる実験結果を取得したこと
乙50	取調べメモ (一審原告大川原)	乳	R1.11.19	同上	一審原告大川原が令和元年11月19日の取調べで「『ハ』について、結果としても『殺菌』できないように、例えば、出口温度が120℃、30分続いた段階で電源が落ちるセーフティー機能を付ける案を考えている。もっとも、この

					セーフティー機能をつけるのは輸出するSDだけにする」と供述していたこと等
乙51	供述調書 (XXXXXXXXXX)	乳	H31. 3. 7	同 上	一審原告会社関係者の間で、外事一課員から取調べを受けた内容が共有されていたこと
乙52	取調べメモ (XXXXXXXXXX)	乳	H31. 4. 19	同 上	同 上
乙53	陳述書	麻	R6. 2. 28	XXXXXXXXXX 巡查部長	本件任意取調べ及び本件弁解録取の状況等
乙54	通常逮捕手続書 (甲)	乳	R2. 3. 11	外事一課員	一審原告島田に対して逮捕状を示し、被疑事実の要旨を告げたところ、同人が「はい。」と述べたこと